

呑川の会々則

第1条(名称):本会は、呑川の会と称し、所在地を代表宅に置く。

第2条(目的)本会は、呑川を中心に、自然豊かでより良い環境の呑川流域作りを目指して、諸活動を行う。

第3条(活動)

- 1.呑川に関する観察・学習とその環境改善(特にごみ・悪臭)活動
- 2.他の河川の環境保全団体との交流、学習会活動及びウォーキング学習活動
- 3.定期的な会報発行による広報活動・会員募集活動

第4条(会員)本会は、会の目的に賛同し、入会申込をし、入会金・年会費支払をもって会員とする。

学生その他事情がある者は、その支払いを免除され、準会員とする。

また、都合により会の活動に一時的に参加困難な者は、休部会員とする。

第5条(会計)

- 1.本会の経費は、入会金・年会費・その他をもって当てる。
- 2.入会金は、1000円、年会費は、2000円とする。途中入会の場合は、相応とする。
- 3.会計年度は、5月1日より4月30日までとする。

第6条(世話人)本会に、次の世話人をおく。

- | | |
|---------------------------|-------|
| 1.代表(会を代表し、会議を招集し会務を統括する) | 1名 |
| 2.副代表(代表を補佐し、会務を分担する) | 1名～2名 |
| 3.事務局(会務の記録及び事務処理を行う) | 1名～3名 |
| 4.ホームページIT担当 | 1名 |
| 5.会計(会の経理を担当する) | 1名 |
| 6.会計監査(会の会計を監査する) | 1名 |
| 7.顧問 会の代表経験者から選任する | 若干名 |

世話人は、世話人会で候補を選任し、総会で承認を受ける。任期は一年とし、再任は妨げない。

第7条(会議)

- 1.会議は、総会、世話人会・その他とし、代表がこれらを招集し総括する。
- 2.総会は、年に1回開催し、次の事項を審議し、決定する。
①活動報告②会計報告③活動計画④世話人の承認
- 3.総会の議事は、出席会員の過半数の賛成をもって決定される。

第8条(運営)この会の運営に関し、必要な事項は、世話人会が決定する。

第9条(会則改正)世話人会が提案し、総会に於て出席者の過半数の賛成をもって改正する。

第10条(退会)退会は文書または口頭により会に届け出る。但し、納入済み会費の返還はしない。

付則 本会は、1997年5月8日をもって発足する。

2003年 6月 改定

2012年 6月 改定

2012年6月総会にて、選出された世話人

顧問	大坪 庄吾
代表	高橋 光夫
副代表	白石 琇朗
会計	福井 甫
会計監査	古海 信雄
ホームページ	小林 賢司
事務局	工藤 英明・菱沼 公平(呑川ネットも担当)

世話人

1. 大坪 庄吾
2. 高橋 光夫
3. 白石 琇朗
4. 福井 甫
5. 古海 信雄
6. 工藤 英明
7. 菱沼 公平
8. 可児 昭雄
9. 南弘 元
10. 小林 賢司
11. 武富 正治

以上